

八幡市地域福祉推進計画

概要版

計画期間 平成25年度～平成29年度

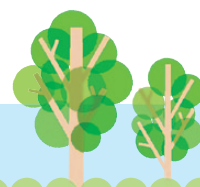
地域のつながりで築く
安心・幸せのまちづくり



八幡市

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会

計画策定の背景と趣旨

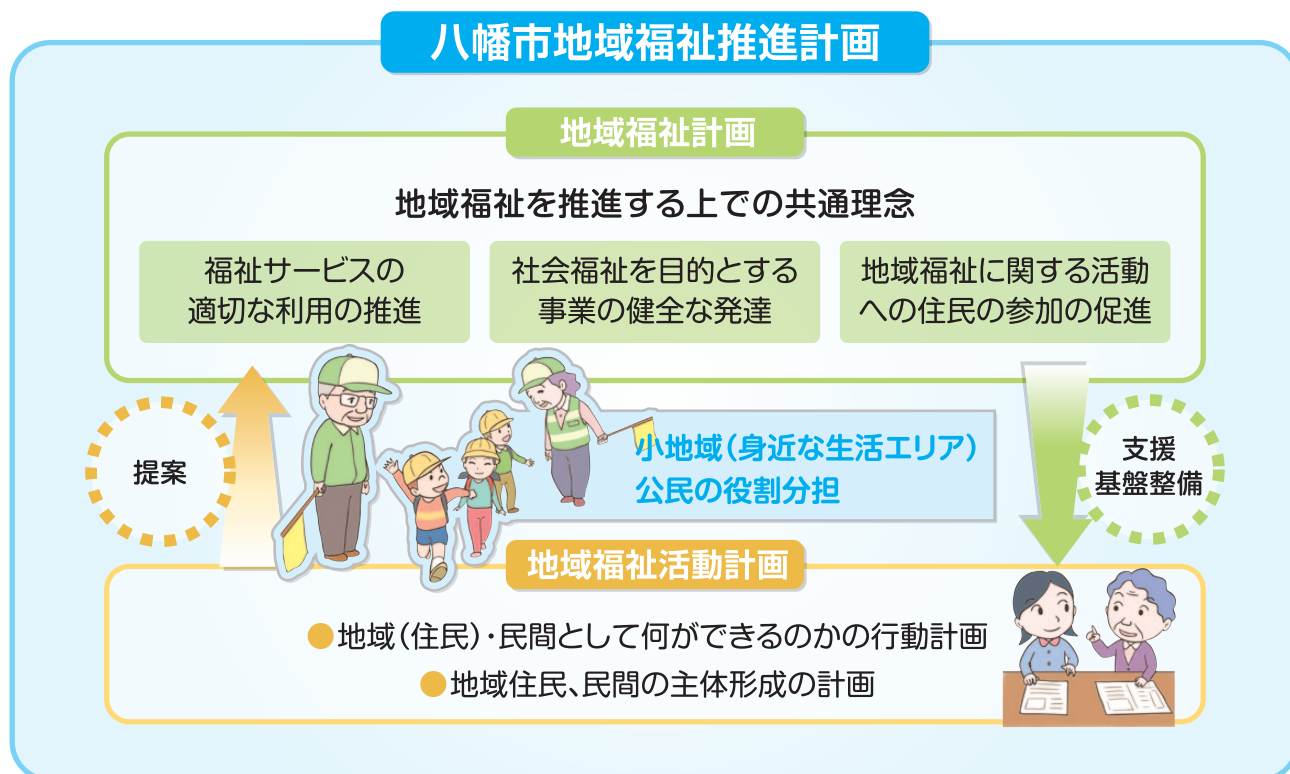


八幡市(以下、本市という)では、すべての市民が、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合える関係づくり、お互いを認め合い支え合える社会づくりをめざすため、市と市社会福祉協議会(以下「市社協」という)が連携しながら地域福祉を推進するための取り組みを進めてきました。

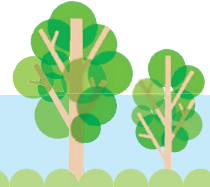
しかし、少子高齢化や核家族化・単身化が急速に進展する中、地域コミュニティや家族の絆なども大きな変化をみせており、高齢者の孤立死をはじめ、子どもや高齢者への虐待、青少年の犯罪、いじめなど様々な社会問題が発生しています。このような中、市民の福祉ニーズや生活課題も多様化、複雑化しており、地域での支え合いや助け合いといった地域全体のネットワークにより、これらの課題を解決していく地域福祉の一層の推進が求められています。

これらを踏まえ、本市の地域福祉を一層推進するため、これまで個別に策定していた「八幡市地域福祉計画」と「八幡市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉を推進するための仕組みと地域福祉活動の促進に向けた支援策の具体化を図るため、「八幡市地域福祉推進計画」を策定しました。

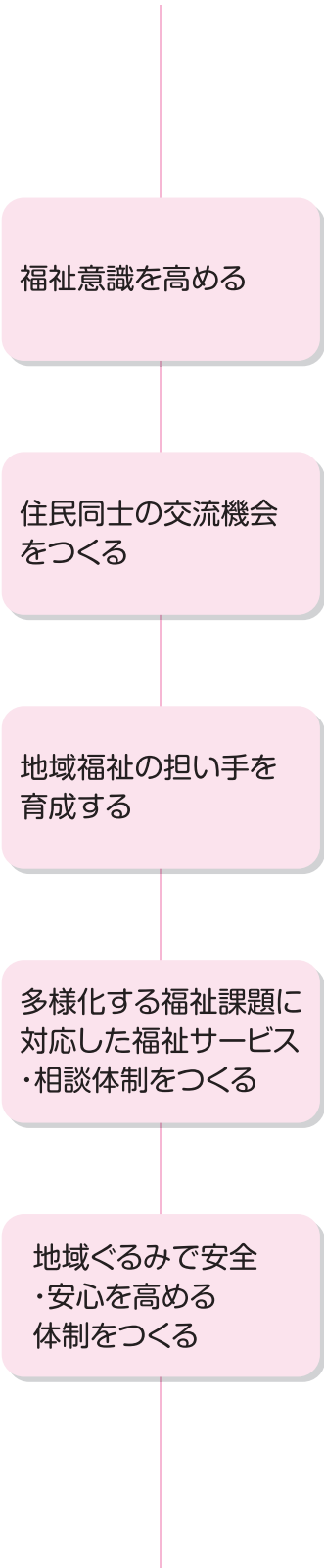
【八幡市地域福祉推進計画と地域福祉計画、地域福祉活動計画との関係】



計画の体系

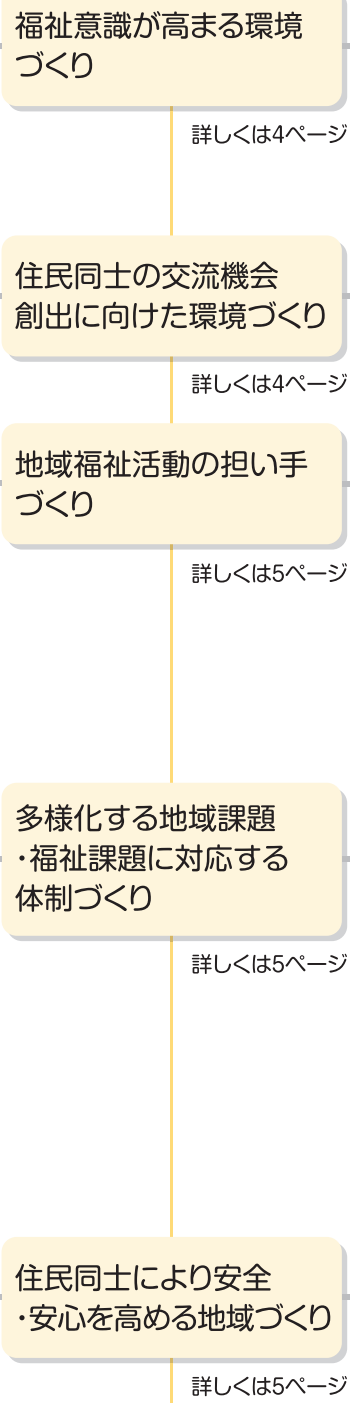


地域福祉を取り巻く課題

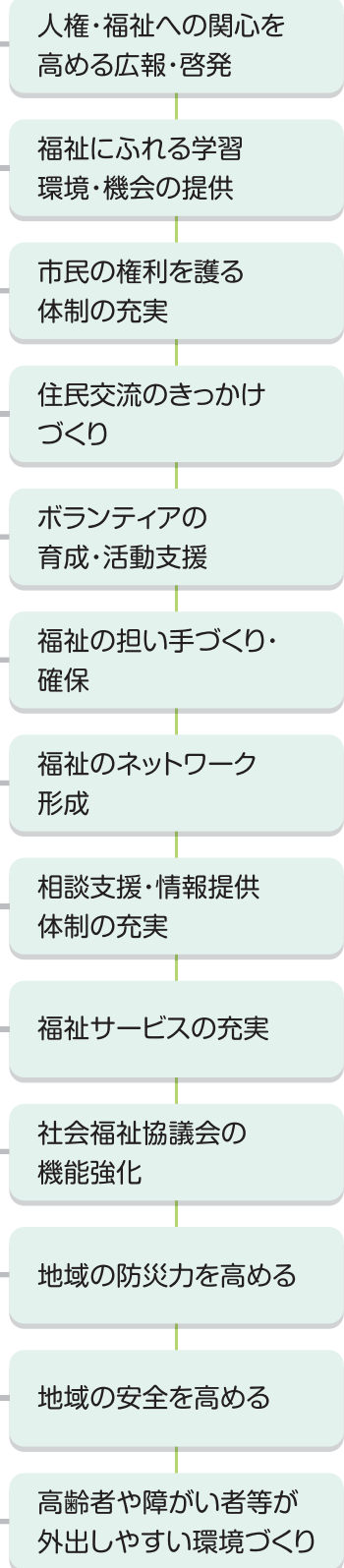


地域のつながりで築く安心・幸せのまちづくり

基本目標



基本施策



計画の基本理念

本計画では、市民・市・市社協の協働による地域福祉の推進を実現すべく、地区座談会の開催による住民の参画や、市と市社協が協働により計画を一本化して策定するなどの取り組みを行っています。このことを皮切りに、すべての市民が一体となって、自らが積極的に、しかも楽しみながら、ともに地域の「幸福」を高めるために取り組むまちをめざし、基本理念を以下のように定めます。

地域のつながりで築く安心・幸せのまちづくり



計画の基本目標

「地域福祉推進計画」では、地域福祉を推進するために達成すべき目標として次の5つの基本目標をかかげます。



基本目標1

福祉意識が高まる環境づくり

支え合い助け合いの意識や人権を尊重する心は、地域社会を形成するにあたって核となるものです。子ども大人に限らず、すべての住民が様々な機会を通じて、このことを認識できるよう、また、地域福祉への関心と意識が高まるよう環境づくりを進めます。



- 人権・福祉への関心を高める広報・啓発
- 福祉にふれる学習環境・機会の提供
- 市民の権利を護る体制の充実



基本目標2

住民同士の交流機会の創出に向けた環境づくり

隣近所や自治会など、最も身近な住民同士のつながりは、地域福祉の原点となるものです。そのため、地域に暮らす住民同士がお互いに顔の見える関係をつくることのできるよう、様々な交流の場や住民同士が顔を合わせられる機会を身近な地域で設けていける環境づくりを進めます。

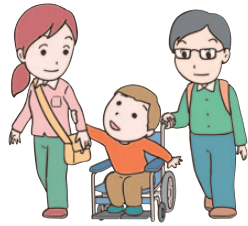


- 住民交流のきっかけづくり

基本目標3

地域福祉活動の担い手づくり

自治会や福祉委員会、民生児童委員、ボランティアグループなど、地域福祉活動を展開するこれらの活動団体及び市、市社協が協働し、人材の育成・発掘を進めるとともに、活動団体の育成・組織化など、地域福祉活動の担い手づくりを進めます。



- ボランティアの育成・活動支援
- 福祉の担い手づくり・確保

基本目標4

多様化する地域課題・福祉課題に対応する体制づくり

地域に潜在する福祉課題を見逃さず、適切な支援へとつなげていく重層的な仕組みを、地域住民をはじめ、自治会や福祉委員会などの住民組織、各種団体や機関などと協働によりつくっていきます。さらには、社会福祉協議会の充実や住民参加型による福祉サービス・支援活動を促進していきます。



- 福祉のネットワーク形成
- 相談支援・情報提供体制の充実
- 福祉サービスの充実
- 社会福祉協議会の機能強化

基本目標5

住民同士により安全・安心を高める地域づくり

地域の安全と安心は自分たちで守っていくという意識のもと、住民による主体的な防災・防犯活動を核に、関係機関や団体等の連携・協力体制を強化していくことで、より安全・安心を高めることができる地域づくりを進めます。あわせて、高齢者や障がい者等が移動しやすい都市環境づくりを進めていきます。



- 地域の防災力を高める
- 地域の安全を高める
- 高齢者や障がい者等が外出しやすい環境づくり

計画の重点プロジェクト

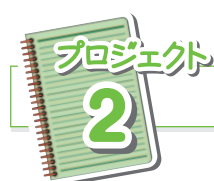
地域福祉を推進していくには市や市社協だけでなく、住民も主体的に地域福祉活動を実践または参画し、「住民」「市」「市社協」の協働により進めていくことが必要となります。その仕掛けづくりとして本計画では3つの重点プロジェクトをかけた、住民主体による地域福祉活動を促進していきます。



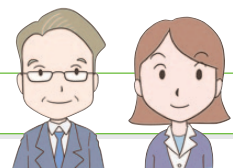
『地区座談会』の普及促進



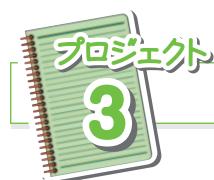
地域福祉活動は住民同士のネットワークを基盤としています。地域では様々な団体が活動していますが、それぞれが同じ課題に対して連携・協力することで地域福祉の一層の推進を図ることができます。そのため、住民が主体的に地域の福祉課題や課題解決に向けた活動内容など、地域について話し合う場として「地区座談会」の開催を支援し、地域課題の共有、住民同士や団体間のネットワークづくり、住民主体による福祉活動を促進します。



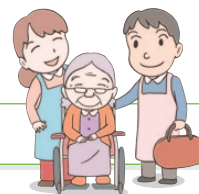
『(仮称)地区コーディネーター』の配置



住民による地域福祉活動を促進するためには、地域住民や地域で福祉活動にかかわる各種団体が参加し、協力していくことが必要です。しかし、福祉活動にかかわる団体や住民同士で情報共有や地域のことについて話し合おうとしても、誰がそのような場を企画してくれるのか、といったことが課題となることもしばしばみられます。そこで、それら団体間のネットワーク形成や調整、座談会の企画・運営、住民主体の地域福祉活動の企画・実行支援などを行う地区コーディネーターの育成と配置を住民参加により取り組みます。



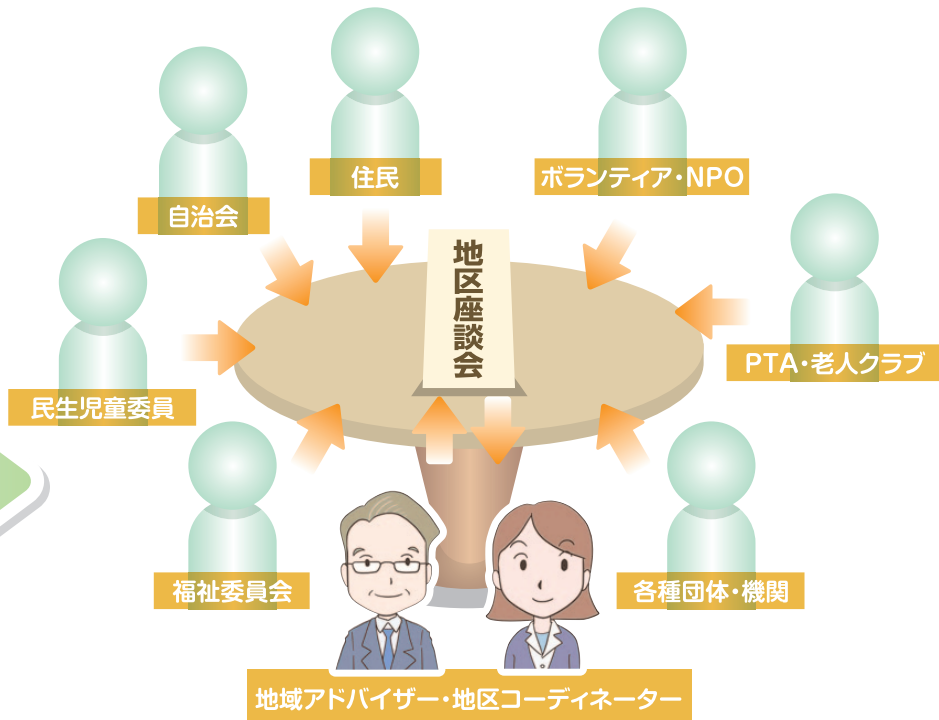
『(仮称)協働型地域福祉提案事業』の実施



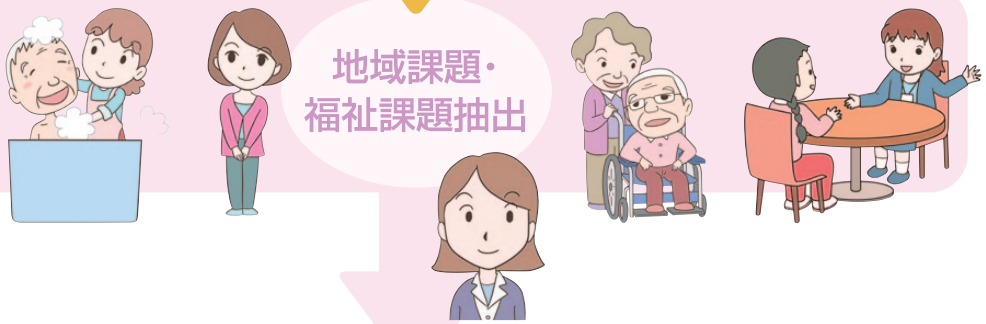
住民による地域福祉活動を促進するためには、住民が主体となって地域の福祉課題に対し必要となる活動を考え、取り組んでいくことが大切となります。そこで住民が主体的に地域福祉活動を実践していけるよう、地域の福祉課題の解決につながる事業や必要と思われる先駆的な事業を行うにあたって、経費への補助及び事業実施に向けたコンサルティング支援などを行う「協働型地域福祉提案事業」を新規事業として実施に向け取り組みます。

重点プロジェクトによる住民主体の地域福祉推進イメージ

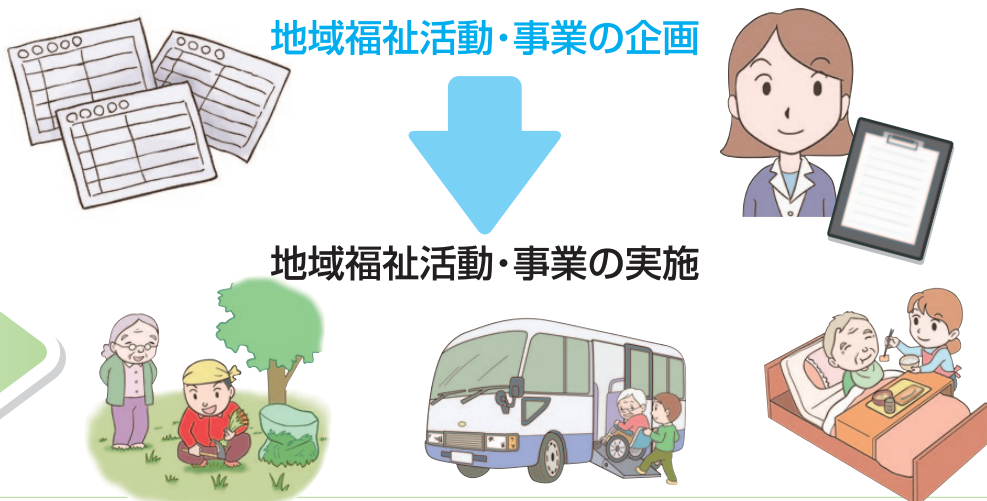
プロジェクト 1
地区座談会の普及促進



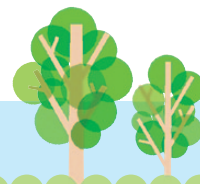
プロジェクト 2
(仮称)地区
コーディネーターの配置



プロジェクト 3
(仮称)協働型地域福祉
提案事業の実施



計画の推進体制



1 地域住民等との協働による計画の推進

地域福祉活動を支える自治会や民生児童委員、福祉委員会、ボランティアなどの各種団体、サービス提供事業者、市役所や学校などの行政機関、市社協など様々な人々や団体、関係機関などとの協働により計画を推進します。



2 計画の点検・評価

本計画は、市の行政計画である地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画を一体的に策定した計画であり、共通の理念と目標に向けそれぞれに取り組む施策、活動を位置づけています。そのため、計画の進行管理については、別に「八幡市地域福祉推進委員会」(仮称)を組織し、市と市社協との共同事務により毎年度、進捗状況の検証を行うものとしします。



八幡市地域福祉推進計画

概要版

発行年月:平成25年3月

編集・発行:八幡市 福祉部 福祉総務課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75

TEL:(075)983-1111 FAX:(075)982-7988

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会

〒614-8022 京都府八幡市八幡東浦5番地

TEL:(075)983-4450 FAX:(075)983-5798

制作協力:(株)ジャパンインターナショナル総合研究所